

○公立大学法人福岡県立大学学長選考等規程

法人規程第49号

平成21年 9月24日

改正 平成21年10月13日

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人福岡県立大学学長選考等に関し、公立大学法人福岡県立大学定款(以下「定款」という。)及び公立大学法人福岡県立大学学長選考会議規程(以下「選考会議規程」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(選考の時期)

第2条 学長選考会議は、次の各号のいずれかに該当する場合に学長選考を行う。

- (1) 学長の任期が満了するとき
- (2) 学長が辞任を申し出たとき
- (3) 学長が欠員となったとき
- (4) 学長が解任されたとき

2 学長選考会議は、前項第1号に該当する場合には任期満了の3ヶ月前までに、同項第2号から第4号に該当する場合はその理由の生じた後速やかに、学長選考の手続きを開始しなければならない。

(推薦依頼)

第3条 学長選考会議は、前条第1項各号のいずれかに該当する場合において、経営協議会及び教育研究協議会(以下「各協議会」という。)に期限を付して学長候補者の推薦を依頼する。

(学長候補者)

第4条 学長候補者は、地方独立行政法人法第71条第6項に基づき、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者とする。

(学長選考の周知)

第5条 学長選考会議は、第2条第2項の規定により学長選考を開始したときは、選考の理由、選考手続きの概要及び選考日程等について公示するものとする。

2 前項の公示は、福岡県立大学ホームページ及び教員用掲示板に掲示することをもって行う。

(学長候補者の推薦)

第6条 学長選考会議は、第2条第2項の規定により学長選考が開始されたときは、各協議会から、それぞれ3名以内の学長候補者の推薦を受けるものとする。

2 学長選考開始の公示日において本学の常勤である教員は、教育研究協議会に対して20名以上の推薦人の連名により学長候補者1名を別に定める様式をもって推薦することができる。ただし、教員は、自らを学長候補者として推薦できないものとし、複数の者に係る署名をすることができない。

3 前項の署名に係る者の氏名は非公開とする。

4 学長候補者の推薦に係る期間は、その都度学長選考会議で定める。

(学長選考の方法等)

第7条 学長選考会議は、前条により推薦された候補者の中から、学長選考会議が別に定める選考方法に基づき、学長予定者として1名を選考する。

2 学長選考会議は、前項の選考結果について、速やかに理事長に報告するとともに、遅滞なく福岡県知事に申し出るものとする。

(公表)

第8条 学長選考会議は、学長選考結果について、第5条第2項に定める方法により学内に公表するものとする。

(学長解任の審議等)

第9条 議長は、定款第9条第8項の規定に基づき、福岡県知事から学長である理事長の解任について審議を求められたときには、学長選考会議の審議に付するものとする。

2 学長選考会議は、第1項の審議にあたり、学長である理事長に弁明の機会を与えなければならない。

3 学長選考会議は、審議の結果、地方独立行政法人法第17条第2項又は同条第3項のいずれかに該当する十分な理由があると認めた場合には、同法第75条の規定に基づき、福岡県知事に対し学長である理事長の解任を申出るものとする。

(雑則)

第10条 この規程の改廃は、学長選考会議の議を経て、理事長が行う。

2 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、学長選考会議が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年9月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年10月13日から施行する。